

事業系一般廃棄物はルールを守って処理しましょう

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

事業者は事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)を処理するときは、許可業者に収集運搬を委託するか、自ら大阿蘇環境センター未来館に持ち込まなければなりません。

市が収集するのは一般家庭から出るごみだけです。**家庭用のごみステーションに事業系ごみを出すことはできません。**出された場合は不法投棄と

みなされますので、適切に処理をしてください。

お店や事務所が住居と同じ建物にある場合であっても、お店と事務所は事業系一般廃棄物、住居は家庭系一般廃棄物になるので分けて処分してください。

なお、産業廃棄物は、大阿蘇環境センター未来館に持ち込むことができませんのでご注意ください。

事業系一般廃棄物の処理方法

①許可業者に委託

業者に委託して処理する場合は、阿蘇広域行政事務組合が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約をしてください。

※詳しくは阿蘇市ホームページ内の「事業系ごみの処理」をご覧ください。か、阿蘇広域行政事務組合(☎ 24-5353)にお問合せください。



②大阿蘇環境センター未来館に自己搬入

事業者自ら未来館に事業系ごみを直接搬入することができます。

(処理手数料 100円/10kg)

- 可燃ごみ、ビン、缶、ペットボトルは分別し、業務用指定袋(緑色)に入れて搬入してください。
- 段ボール、新聞、雑誌等はヒモで縛って搬入してください。

※産業廃棄物は持ち込むことはできませんので、専門の処理業者に依頼してください。

持続可能な循環型社会の構築には、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を促進することが不可欠です。事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用等で減量することは事業者の責務です。事業系ごみの削減にご協力をお願いします。



事業系ごみを減らしましょう!

※事業者とは、商店、オフィス、飲食店、事務所、自営業者、旅館、ホテル、農業者等の営利を目的として事業を営む者や、各種団体等の公共公益事業を営むものも含まれます。

塗装・防水工事・メンテナンス

株式会社 井上

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

(屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他)

防水内容

(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他)

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501

9月から住宅・土地統計調査が始まります

問 財政課 企画係 ☎ 22-3204

住宅・土地統計調査は、国が行う統計調査の中でも特に重要とされる基幹統計調査で、全国約350万世帯の方々にご協力いただき、住生活に関する最大の調査です。日本の住生活に関する実態を調査し、住生活基本計画等の様々な政策立案

の場面において活用される基礎資料の作成を目的として実施されます。対象となる世帯に調査員が調査のお願いに伺いますので、調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

●調査対象

無作為に選ばれたおよそ1700世帯(98調査区にお住いのそれぞれ17世帯前後)

●実施期間

9月上旬から10月下旬までの2ヶ月間

●注意点

調査にあたって対象世帯に金品やクレジットカードの番号等の提供を求めることはありません。「かたり調査」にご注意ください。

調査員は、それぞれの顔写真がついた調査員証を携帯しています。不審に思われることがありましたら調査員証の提示を求めてください。



調査員証の例



阿蘇市地域づくり団体への登録にご協力ください

問 まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3318

各地域づくり団体の活動状況を把握し、地域づくり活動に役立つ情報提供を行うため、阿蘇市地域づくり団体の名簿を作成しています。(現在36団体が登録済)

業種や会員数・活動範囲等は一切問いません。阿

蘇市で活動されている団体(法人格を有しない任意団体等を含む)は全て対象となりますので登録にご協力をお願いします。

登録手続きは、ホームページをご確認いただくかまちづくり課にお問い合わせください。

●登録団体のメリット

阿蘇市に届いた地域づくりに関する講演会やイベントの案内、各種助成事業等の情報を提供します。

●登録料など

登録料等は一切発生しません。
また、登録者の情報はこの情報提供以外では使用いたしません。

●登録団体の登録情報変更

すでに登録している団体で、本市から送られてくる団体名や宛名・住所等に誤りや変更等があればまちづくり課までご連絡ください。

●登録時のお願い

市からの情報提供は経費削減のためメールで行います。団体の登録とあわせてメールアドレスの登録をお願いします。



食生活改善推進員 新規会員を募集！

☎一の宮保健センター ☎ 22-5088

阿蘇市食生活改善推進員の新規会員を募集します。会員になるには、下記研修会すべてに参加いただく必要があります。

受講をご希望の方は9月28日(金)までに、一の宮保健センターにお申込みください。

| | | |
|-----|------|--|
| 第1回 | ●内容 | ①食生活改善推進員とは ②食生活改善推進員の活動内容 ③阿蘇市の現状について |
| | ●とき | 10月31日(水) 9:30~11:30終了予定 |
| | ●ところ | 一の宮保健センター2階 |
| | ●持参品 | 筆記用具 |
| 第2回 | ●内容 | ①阿蘇市の健康課題 ②生活習慣病を予防するために |
| | ●とき | 11月28日(水) 9:30~11:30終了予定 |
| | ●ところ | 一の宮保健センター2階 |
| | ●持参品 | 筆記用具 第1回目に配布された資料 |



| | | |
|-----|------|---------------------------------|
| 第3回 | ●内容 | ①学習1・2回のまとめ ②修了式 |
| | ●とき | 平成31年2月27日(水) 9:30~12:00終了予定 |
| | ●ところ | 一の宮保健センター2階 |
| | ●持参品 | 筆記用具 第1・2回目に配布された資料 |

※学習会とは別に各支部で行われる事業に1、2回程度参加していただけます。
※日時、内容等は都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。

平成31年夏から公共の施設などで喫煙ができなくなります

☎一の宮保健センター ☎ 22-5088

健康増進法が改正され、平成32年4月から受動喫煙防止が義務化されます。

改正の目的は「望まない受動喫煙をなくすこと」です。特に受動喫煙による健康への影響が大きい

子どもや、病気の方に配慮するため、施設の種類や場所によって異なる受動喫煙防止対策が実施されます。住宅や旅館、ホテルの客室を除き、全ての施設や公共交通機関が対象となります。

喫煙できなくなる施設

①学校や病院、行政機関、児童福祉施設等

施設全体を禁煙とし、受動喫煙が起きない屋外の決められた場所でしか喫煙できなくなります。

②その他の施設等

国が定める基準を満たせば屋内に喫煙専門室を設けることができます。喫煙専用室を設置した場合は、そのことを提示する義務があります。

※①は平成31年夏ごろから、②は平成32年4月から段階的に開始されます。

受動喫煙とは、喫煙者の周囲の人がタバコの煙を吸わせられることです。

タバコの煙には、200種類以上の発がん物質が含まれています。

受動喫煙によって、発がんリスクが高まり、妊婦の場合胎児の発育に影響することもあります。



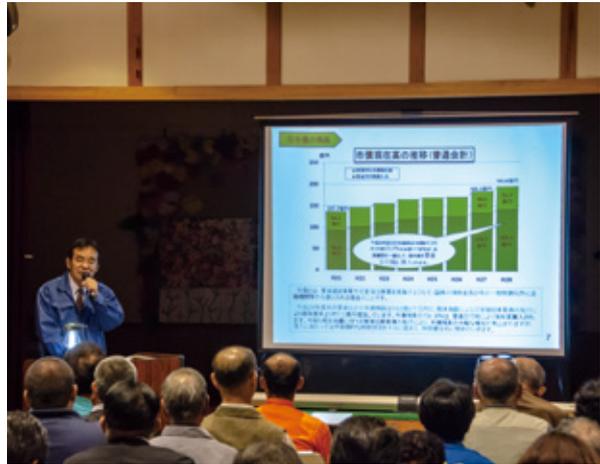
開かれた市政を目指し「市政報告会」を開催します

☎ 総務課 秘書広報係 ☎ 22-3111

市政がより身近なものになるよう、市長をはじめ副市長、教育長、各部長が市民の皆さまに直接お会いし、熊本地震に関する今後の取り組みや市が現在取り組んでいる諸施策の説明、意見交換を行います。

この報告会は、市の施策に対する理解や信頼を深め、市民の皆さま方が市政への興味や関心を持っていただくことを目的に毎年開催しており、今年も以下の日程で、市内11ヶ所で開催します。

市長が全ての会場に出席し、主な取り組みを分かりやすく説明します。また、市民の皆さまからのご意見もお受けしますので、ぜひご参加ください。



昨年の市政報告会の様子

【時間：午後7時～午後9時】

| 開催地区 | 期 日 | 会 場 |
|-------------|-----------|------------|
| 波野地区 | 9月28日(金) | 波野保健福祉センター |
| 乙姫地区 | 10月1日(月) | 乙姫体育館 |
| 黒川・役犬原地区 | 10月9日(火) | 阿蘇小学校体育館 |
| 山田地区 | 10月12日(金) | 山田小学校体育館 |
| 狩尾地区 | 10月15日(月) | 尾ヶ石東部体育館 |
| 永水・跡ヶ瀬・的石地区 | 10月16日(火) | 阿蘇西小学校体育館 |
| 内牧地区 | 10月19日(金) | 農村環境改善センター |
| 古城地区 | 10月22日(月) | 古城公民館 |
| 中通地区 | 10月25日(木) | 中通公民館 |
| 坂梨地区 | 10月26日(金) | 坂梨公民館 |
| 宮地地区 | 10月31日(水) | 就業改善センター |

※どの会場にお越しいただいても構いません。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

めがね・補聴器・時計・宝飾・金・プラチナ高価買取

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店

阿蘇品 伸二

●認定眼鏡士 55級
●認定補聴器技能者 (登録番号18-2935)
●古物商許可証 第931120000255号

■営業時間 / 8:30-19:00
■定休日 / 1月1日～4日

あそしな時計店

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2

TEL/FAX 0967-22-3619
携帯電話 090-4678-2995

あそしな時計店 検索

URL: <http://asoshina-tokel.com/>
E-mail: yspqj409@yahoo.co.jp

観光施策に関するアンケートのお願い

☎観光課 観光振興係 ☎ 22-3174

阿蘇市が進めてきた観光施策に対する市民の方の満足度や今後のまちづくりに対する考えを調査するためお知らせ端末を使ってアンケートを行います。

趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※調査結果には、集計・分析し阿蘇市ホームページ等で公表します。

目的

住みたいと思える地域づくりや、市外の人に阿蘇を紹介したいと思える地元の「誇り」「愛着」を調べることで、今後新たな観光施策の目標や方向性に反映する。

期 間 9月1日(土)~9月30日(日)

回答方法 お知らせ端末

対 象 お知らせ端末を設置してあるすべての世帯



アンケート回答の操作手順

1

お知らせ一覧から「市民アンケートご協力のお願い」を選択してください。
※トップ画面にない場合は、「行政から」のお知らせ一覧から選択できます。

2

アンケートの趣旨をご理解いただける場合は、「次ページ」ボタンからアンケートに進んでください。

3

アンケートは、画面下の番号をタッチすることで回答できます。番号をタッチすると、自動的に次の質問画面に進みます。

4

すべての質問が終了すると、自動的に回答が送信されます。何度でも回答可能です。内容が上書きされて送信されます。

養護老人ホーム あそ上寿園

65歳以上で環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所できます。

※収入に応じて費用負担があります。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501
FAX:0967-32-5505
担当: 施設長 藤本基子

広告

公共体育施設使用料変更のお知らせ

☎教育課 社会体育係 ☎ 22-3229

10月1日から、市内公共体育施設(学校施設を含むグラウンド及び体育館等)の使用料が以下のとおり変更になります。

新料金は、予約や支払日にかかわらず10月1

日以降の利用分から適用となります。

※下記の料金表には、利用の多い施設の使用料を掲載しています。改定内容についてご不明な点は、お問い合わせください。

| グラウンド | 施設名 | 全面 | 野球 | ソフトボール | サッカー | テニス | 照明料 | | | |
|-------|-------------------------|--------|------|--------|------|------|--------|--------|--------|------|
| | | | | | | | 野球 | ソフトボール | 全面 | テニス |
| グラウンド | 波野 | 850円 | - | 250円 | - | - | - | 1,550円 | - | - |
| | 坂梨、中通、古城、尾ヶ石東部、山田小、阿蘇西小 | 250円 | - | - | - | - | - | - | 1,200円 | - |
| | 阿蘇中第二 | | - | - | - | - | - | 1,550円 | - | |
| | 内牧小、阿蘇小、波野小、波野中、役犬原 | | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 阿蘇農村公園あびか | 1,800円 | 450円 | 450円 | 900円 | - | 1,550円 | - | - | - |
| | 一の宮運動公園 | 1,200円 | 350円 | 250円 | - | 250円 | 2,300円 | 1,550円 | 4,150円 | 650円 |
| | 一の宮社会教育センター | 350円 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| 体育館 | 施設名 | 卓球 | バドミントン | バレーボール | バスケットボール | 照明料 | |
|---|---------------|------|--------|--------|----------|------|------|
| | | | | | | (片面) | (全面) |
| | 阿蘇(第一)、一の宮、波野 | 250円 | 250円 | 650円 | 950円 | - | - |
| | 阿蘇(第二) | - | - | - | - | - | - |
| | 乙姫 | - | - | - | - | - | - |
| | 尾ヶ石東部、役犬原 | - | - | - | - | - | 400円 |
| | 山田小 | 100円 | - | - | - | - | - |
| 坂梨、中通、古城、一の宮小、阿蘇小、阿蘇西小、内牧小、波野小、一の宮中、阿蘇中、波野中 | - | 100円 | 150円 | 150円 | 400円 | 800円 | |

| 武道場 | 施設名 | 柔道場 | 剣道場 | 照明料 |
|-----|------|--------|------|-----|
| | | 阿蘇(第二) | 450円 | - |
| | 一の宮中 | 350円 | - | - |
| | 阿蘇中 | | - | - |

| 陸上競技場 | 施設名 | 陸上競技場 | | 弓道場 | | |
|-------|-----------|--------|--------|------|------|------|
| | | 全面 | トラックのみ | 全面 | 近的 | 遠的 |
| | 阿蘇農村公園あびか | 1,500円 | 800円 | 700円 | 450円 | 250円 |
| | 個人使用 | 一般 | - | 100円 | - | 100円 |
| | 高校生以下 | - | 50円 | - | 50円 | 50円 |

※1面 / 1時間の料金です。

※テニスの照明は1面使用した場合も2面分の料金となります。



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
- ・初回30分超また2回目以降は30分3500円です。

※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所
阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属
弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告